

# 守山市スポーツ協会規約

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、守山市スポーツ協会と称す。「以下本会という」

第 2 条 本会の事務局を守山市三宅町 100 番地 守山市民体育館内に置く。

## 第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会は、スポーツを振興し、市民の心身の健全な発達とその普及、および競技力の向上を図り、明るい、豊かな市民生活と体力に満ちた市民育成に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 各種スポーツ競技会を開催する。
- ② スポーツ振興のため各種研修会、講習会を開催する。
- ③ 加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図る。
- ④ 市民の体力向上を図る。
- ⑤ スポーツの宣伝啓発を図る。
- ⑥ スポーツ関係功労者の表彰をする。
- ⑦ 滋賀県民体育大会に市を代表する選手および役員を選考し、派遣する。
- ⑧ 加盟団体の競技力向上を図る。
- ⑨ 認定指導員を設ける。
- ⑩ スポーツ少年団の育成を図る。
- ⑪ その他、本会の目的達成に必要な事業。

## 第 3 章 加盟団体及び加盟並びに脱退

第 5 条 本会は、市民および各種アマチュアスポーツ団体をもって組織する。

第 6 条 本会の加盟団体になろうとする団体は、理事会の 3 分の 2 以上の同意を得て加盟することができる。

第 7 条 加盟団体が脱退しようとする時は、その理由を付して、脱退届を提出し、理事会の過半数の同意を得なければならない。

第 8 条 加盟団体が本会に不名誉なる行為をした時は、理事会の同意を得て脱退させることができる。

## 第 4 章 役員及び任務

第 9 条 本会には、次の役員を置く。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 若干名
- ③ 専務理事 1 名
- ④ 常務理事 若干名
- ⑤ 理事 若干名
- ⑥ 監事 2 名
- ⑦ 事務局長 1 名
- ⑧ 事務局次長 1 名

第 10 条 本会の加盟団体は、種目団体の互選により 1 名の理事を選出する。但し、選出された理事が、会長、副会長、監事に就任された時はその種目団体よりこれに代わる理事を選出する。

第 11 条 会長、副会長、監事は次のとおり選出する。

- ① 会長、副会長、監事は常務理事会で推挙し理事会の議を得て、総会において承認を得る。

第12条 理事は、第10条の規定のほか、会長推薦による者も含む。

第13条 専務理事は、常務理事の中から選任する。

第14条 常務理事は、理事の中から選任、並びに常務理事会で推挙し、会長が委嘱することもできる。

第15条 事務局長、事務局次長は、会長が推薦し理事会の承認を得て委嘱する。

第16条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時または欠けた時において、その職務を代行する。
- ③ 専務理事は、本会の会務を処理する。
- ④ 常務理事は、常務理事会を組織し、本会の会務を執行する。
- ⑤ 理事は、理事会を組織し、本会に関する重要事項で、会長が付議した事項を議決する。
- ⑥ 監事は、業務の執行状況および会計の監査をする。
- ⑦ 事務局長は、本会の会務および会計経理を司どる。
- ⑧ 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故ある時はこれを代行する。

第17条 本会の代議員は、各チームの代表者をもってあてる。

第18条 本会の役員の任期は2ヶ年とする。但し再任は妨げない。

但し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 諮問機関

第19条 本会には、名誉会長、名誉顧問、顧問および参与を置くことができる。

- ① 名誉会長は市長をもってあてる。
- ② 名誉顧問は、前会長をもってあてる。
- ③ 顧問および参与は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。
- ④ 名誉会長、名誉顧問、顧問および参与は、会長および理事会の諮問に応じる。

## 第6章 機関

第20条 本会には、次の機関を置き、すべて会長が召集する。

- ①総会 ②理事会 ③常務理事会 ④特別委員会 ⑤代議員会

第21条 総会は、本会の最高議決機関であり、年1回以上開かなければならない。但し、理事および代議員の3分の1以上の要求があれば、臨時総会を開かなければならない。

第22条 本会には、特別委員会を必要に応じて組織する。

- ① 育成、交流、総務、表彰委員会他を設け、委員長は会長、副会長、専務理事が行い、委員は常務理事をもってあてる。

第23条 本会は、第20条④の特別委員会において守山市スポーツ協会認定指導員を承認することができる。

第24条 すべての会議は、2分の1以上の出席があれば会議は成立し、出席者の過半数をもって決める。但し、賛否同数の場合は、議長（会長）がこれを決する。

第25条 本会の全ての会議の議長（座長）は、会長もしくは、会長の指名した者があたる。

第26条 代議員は、第4条に定める事項および本会の業務に関する事項で会長が付議した事項を議決する。

## 第 7 章 内 部 規 定

第 27 条 本会の運営について、必要に応じ内部規定を定めることが出来る。

## 第 8 章 守山市スポーツ少年団本部

第 28 条 本会に、守山市スポーツ少年団本部を設ける。

第 29 条 守山市スポーツ少年団本部は、理事会の議決を得て、第 4 条⑩およびこれに関連する事業を執行する。

第 30 条 守山市スポーツ少年団本部の必要な事項は、別に定める。

## 第 9 章 会 計

第 31 条 本会の経費は、加盟負担金、補助金、寄付金等をもってあてる。

第 32 条 加盟負担金は、総会において議決し毎年 5 月 31 日までに納付するものとする。

第 33 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

付 則

本規約の改正は理事会、代議員会の過半数の承認を得なければならない。

本規約は、昭和 37 年 9 月 18 日より施行する。

付 則

本規約は、昭和 43 年 6 月 28 日より施行する。

付 則

本規約は、昭和 45 年 7 月 1 日より施行する。

付 則

本規約は、昭和 54 年 7 月 11 日より施行する。

付 則

本規約は、昭和 58 年 3 月 11 日より施行する。

付 則

本規約は、平成 14 年 5 月 18 日より施行する。

付 則

本規約は、平成 16 年 4 月 17 日より施行する。

付 則

本規約は、平成 21 年 4 月 18 日より施行する。

付 則

本規約は、平成 23 年 4 月 23 日より施行する。

付 則

本規約は、令和元年 5 月 1 日より施行する。

## 守山市スポーツ協会各種補助金交付内部規定

### スポーツ教室

- 1、各連盟に対して開催意向調査を行う。但し下記条件を満たす事とする。
  - イ、対象者は、一般市民、在勤者とする。
  - ロ、年齢制限は（但し、種目による）しない。
  - ハ、開催連盟未加入者（60%以上）とする。
  - ニ、教室は、15 時間、20 名以上とする。
 

（但し、競技により常務理事会で認めるものはこの限りでない。）
  - ホ、施設使用料は開催連盟で支払う。
  - ヘ、指導者は、本会に登録している専門指導員 2 名以上を原則とする。
- 2、常務理事会にて審議決定後、事務局より内示通知を出す。
- 3、スポーツ協会事務局に補助金交付申請書（開催要項、予算書）を提出する。
- 4、開催予定連盟に補助金交付決定通知をする。
- 5、守山市広報により広く市民に開催要項を周知する。（開催連盟で準備する。）
- 6、申込み受付はスポーツ協会事務局で行う。但し領収書は開催連盟で準備する。
- 7、事務局は、申込み受付後、連盟に報告して傷害保険に加入する。
- 8、実績報告書の提出（事業報告、決算書）
- 9、補助金を交付する。

### 総体運営費

- 1、各連盟が市民総体を開催する為の補助金。（年 1 回）
- 2、開催連盟未加入者（一般市民）25%以上が参加して行う連盟に対しては※**A**補助金を、それ以外は※**B**補助金とする。
- 3、**A**補助金を受けようとする連盟は、守山市広報等広く市民に開催要項を周知する。
- 4、スポーツ協会事務局に補助金交付申請書（事業計画、予算書）を提出する。
- 5、傷害、その他の事故等については、開催連盟が責任を持って処理すること。
- 6、表彰状の用紙はスポーツ協会事務局で準備するが記入は開催連盟で行う。
- 7、実績報告書（事業報告、決算書、項目 2、3 を証明する資料）を提出する。
- 8、補助金を交付する。

#### ※補助金額区別表

区別	内 容	補助金額
A	開催連盟未加入者（25%以上）	20, 000 円
B	それ以外	15, 000 円

## 連盟大会運営費

- 1、各連盟が市長杯、スポーツ協会長杯大会を開催する為の補助金。(年各1回)
- 2、連盟、チーム数が10団体以上は※C補助金を、9団体以下は※D補助金とする。
- 3、各連盟が四市体育協会加盟団体と連携し、大会を開催した時、参加する為の補助金を交付する。(年各1回)
- 4、スポーツ協会事務局に補助金交付申請書(事業計画、予算書)を提出する。
- 5、傷害、その他の事故については、開催連盟が責任を持って処理する。
- 6、施設使用料は開催連盟が支払う。
- 7、表彰状の用紙はスポーツ協会長杯のみ事務局で準備するが記入は各連盟で行う。
- 8、実績報告書(事業報告、決算書)を提出する。
- 9、補助金を交付する。

### ※補助金額区別表

区別	団体数	補助金額
C	10団体以上	20,000円
D	9団体以下	10,000円

## その他

- 1、県民体育大会激励金、選手強化費、選手育成費等交付金を受ける時は、各連盟は速やかに交付申請書を提出すること。
- 2、スポーツ協会事務局は交付金支払い指定期間を各連盟に連絡する。
- 3、各連盟は、指定期間中に交付金をスポーツ協会事務局で受け取る。但し、指定期間中に来られない連盟には、振込み(振込み料は連盟負担)する。
- 4、育成費は、連盟負担金納入後、前期後期に分けて交付する。(前期は6月末に50%交付する。後期は、本協会事業の協力度により、常務理事会で協議の上年度末に交付する)

### 付 則

本規約は、平成14年5月18日より施行する。

### 付 則

本規約は、平成16年4月17日より施行する。

### 付 則

本規約は、平成22年4月17日より施行する。

### 付 則

本規約は、平成23年4月23日より施行する。

### 付 則

本規約は、平成28年4月23日より施行する。

### 付 則

本規約は、平成29年4月22日より施行する。

### 付 則

本規約は、令和元年5月1日より施行する。

## 守山市スポーツ協会財政調整積立金規定

### 目的

第1条 この規定は、本会の財政需要に対するため、財政調整積立金（以下「積立金」という。）を積立て健全な運営を図ることを目的とする。

### 積立

第2条 積立金は、年度決算状況により繰り入れるものとする。

- (1) 毎年度予算よりの積立操出金
- (2) 積立金より生ずる運用収入
- (3) その他理事会において適当に認めたもの
- (4) 積立金の上限は300万円とする

### 管理

第3条 積立金は金融機関に預け入れる

### 取崩

第4条 積立金は、財政上必要がある場合、予算の範囲内で取り崩すことができる

### 報告

第5条 この積立金を取り崩した場合は、次の総会に報告する。

### 充用

第6条 積立金は、毎会計年度における予算内の支出をするため、現金に不足が生じたときはこれに充用することができる

### 付 則

この規定は、平成26年4月26日より施行する。

### 付 則

この規定は、令和元年5月1日より施行する。